

臨時給付金対策室からのお知らせ

給付金の対象となる可能性のある人には8月末に申請書を送付します 臨時福祉給付金の申請受付を開始します

平成28年度 臨時福祉給付金

◆支給対象者：平成28年度分の住民税が課税されていない人。ただし、平成28年度分の住民税が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護を受給している場合は対象外です。

◆支給額：対象者1人につき3千円

障害・遺族年金受給者向け給付金

◆支給対象者：平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

◆支給額：対象者1人につき3万円



カクニンジャ

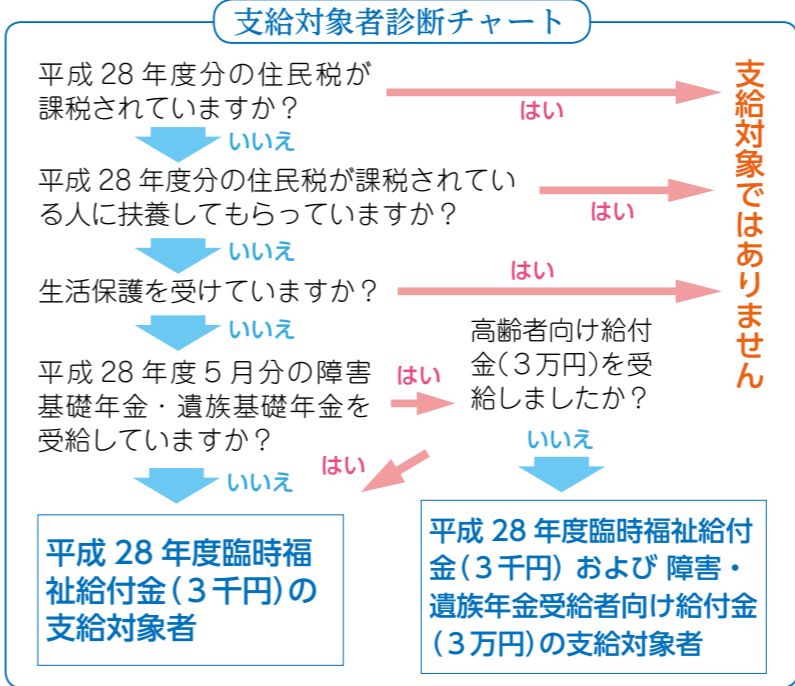
◆申請方法：郵送か窓口での申請。郵送による申請の場合は、専用の返信用封筒を使用してください。窓口の混雑が予想されるため、郵送での申請をおすすめします。

◆申請期間：9月1日(木)～12月1日(木)
※郵送の場合は12月1日消印有効

◆受付窓口：臨時福祉給付金専用受付窓口(市役所1階市民ホール)／各地域局、各地域市民センターでも受け付けます。

◆受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

問 臨時給付金対策室(福祉課内) ☎(21)0266、制度に関する問い合わせ：厚生労働省・2つの給付金専用ダイヤル ☎0570・037・192、HP: <http://www.2kyufu.jp/>



医療連携課・税務課・市民課からのお知らせ

10月1日から健康づくりに心掛けましょう

国民健康保険税等が改正されました

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが国民健康保険税(国保税)を出し合い、必要な医療費に充てる相互助け合いの制度です。平成28年度国民健康保険税率等は、次のとおり改正されましたのでお知らせします。

税額の計算は世帯ごとです

国保税の税額は、「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で、世帯ごとに計算して、納税義務者である世帯主に課税されます。

◆医療保険分および後期高齢者支援金分

援金分：0歳から74歳が対象。75歳になる場合は、誕生月の前月までを月割りで計算します。

◆介護保険分

：40歳から64歳が対象。40歳になる場合は誕生月から、65歳になる場合は誕生月の前月までを月割りで計算します。

◆所得割

：加入者ごとに平成27年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いた額に税率を乗じて算出

◆均等割

：加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出 ※年度の途中で加入者数の異動があった場合は、月割りの計算になります。

◆平等割

：1世帯当たりの年額

問 医療費に関すること 医療連携課 ☎(21)02558

国保税に関すること 税務課 ☎(21)0214

国保の加入・脱退に関すること 市民課 ☎(21)02558

平成28年度 国民健康保険税率

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	8.7%	据え置き	2.9%	据え置き	2.0%	据え置き
均等割額	2万3700円	2万5900円	8200円	8600円	9600円	据え置き
平等割額	1万6600円	2万900円	5500円	6900円	4900円	据え置き
賦課限度額(年間)	52万円	54万円	17万円	19万円	16万円	据え置き

市民課からのお知らせ

10月1日から新しくなります

国民健康保険被保険者証

新しい国民健康保険被保険者証(桃色・カード型)を9月中旬に世帯主へ郵送します。被保険者証が届いたら記載事項を確認し、10月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口提示してください。

新しい被保険者証の有効期限は、平成29年9月30日です。平成29年9月30日までに75歳になる人と退職被保険者で65歳になる人は、有効期限が異なります。

国民健康保険税の納付状況によっては、納税相談の後、市役所で直接交付します。社会保険などに加入したときは、国民健康保険の資格を喪失する手続きを早急に行ってください。手続きは、市民課、各地域局、各地域市民センターで受け付けます。

問 市民課 ☎(21)0252

申請に必要な書類

受け取る口座が確認できる書類



金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類



健康保険証、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの写し(外国人は、在留カード、特別永住者証明書などの写し) ※申請者の本人確認書類を添付してください。 ※代理で申請される場合は、代理人の本人確認書類も添付してください。 ※有効期限にご注意ください。

申請書



支給対象となる可能性のある人に郵送します。